## 東近江行政組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例

昭和51年10月28日中部地域消防組合条例第1号

中部地域消防組合消防本部、消防署および消防出張所の設置等に関する条例(昭和47年中部地域消防組合条例第29号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第10条第1項の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域について必要な事項を定めるものとする。

(平18条例 6 · 一部改正)

(消防本部及び消防署の設置)

- 第2条 東近江行政組合の消防業務を処理するため、次の機関を置く。
  - (1) 消防本部
  - (2) 消防署

(消防本部の名称及び位置)

- 第3条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。
  - 名称 東近江行政組合消防本部
  - 位置 東近江市東今崎町5番33号

(平16条例 6 · 一部改正)

(消防署の名称、位置及び管轄区域)

第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位	置	管	轄	区	域
東近江行政組合	近江八幡市小	船木町819番	近江八	幡市、	竜王町	
近江八幡消防署	地					
東近江行政組合	東近江市東今崎	奇町 5 番 33号	東近江	市のう	ち、	
八日市消防署			青葉	町、池	田町、市	7辺町、
			今崎	町、今	代町、今	堀町、
			瓜生	津町、	大森町	、岡田
			町、	沖野一	丁目、:	沖野二
			丁目	、沖野	三丁目	、沖野
			四丁	目、沖	野五丁	目、小
			脇町	、柏木	町、春	日町、
			八日	市金屋	一丁目	、八日
			市金	屋二丁	目、八	日市金
			屋三	丁目、	上大森	町、八
			日市	上之町	、上羽	田町、
			上平	木町、	川合寺	町、小
			今町	、五智	町、幸口	町、栄
			町、	尻無町	、芝原	町、柴
			原南	町、八	日市清	水一丁
			目、	八日市	清水二	丁目、
			八日	市清水	三丁目。	、下羽
			田町	、下二	俣町、昭	沼和町、
			神田	町、聖	徳町、聖	呈和町、
			建部	上中町	、建部	瓦屋寺
			町、	建部北口	町、建部	3堺町、
			建部	下野町	、建部日	吉町、
			建部	南町、	寺町、土	器町、
			外町	、中野	町、中羽	田町、
			中小	路町、	西中野	町、糠

		塚町、布引台一丁目、布
		引台二丁目、野口町、八
		日市野々宮町、野村町、
		八日市浜野町、林田町、
		東今崎町、東沖野一丁目、
		東沖野二丁目、東沖野三
		丁目、東沖野四丁目、東
		沖野五丁目、東中野町、
		八日市東浜町、八日市東
		本町、ひばり丘町、平田
		町、布施町、札の辻一丁
		目、札の辻二丁目、蛇溝
		町、八日市本町、八日市
		松尾町、御園町、三津屋
		町、八日市緑町、妙法寺
		町、八日市町、永源寺相
		谷町、池之脇町、石谷町、
		市原野町、一式町、茨川
		町、上二俣町、萱尾町、
		君ヶ畑町、黄和田町、九
		居瀬町、甲津畑町、佐目
		町、新出町、高木町、永
		源寺高野町、蓼畑町、蛭
		谷町、政所町、箕川町、
		山上町、杠葉尾町、和南
		町
東近江行政組合	日野町大谷970番地	東近江市のうち、
日野消防署		石塔町、市子沖町、市子
		川原町、市子殿町、市子
		川亦門、川1

松井町、稲垂町、鋳物師 町、大塚町、葛巻町、綺 田町、上麻生町、上南町、 蒲生大森町、蒲生岡本町、 蒲生寺町、蒲生堂町、川 合町、木村町、合戸町、 桜川西町、桜川東町、下 麻生町、鈴町、田井町、 外原町、平林町、宮井町、 宮川町、横山町 日野町 東近江行政組合 東近江市能登川町1711番地 東近江市のうち、 能登川消防署 五個荘石川町、五個荘石 塚町、五個荘石馬寺町、 五個荘伊野部町、五個荘 奥町、五個荘小幡町、五 個荘河曲町、五個荘川並 町、五個荘北町屋町、五 個莊木流町、五個莊五位 田町、五個荘金堂町、五 個荘七里町、五個荘清水 鼻町、五個荘日吉町、五 個荘新堂町、五個荘竜田 町、五個荘塚本町、五個 荘中町、五個荘平阪町、 五個荘三俣町、宮荘町、 五個荘簗瀬町、五個荘山 本町、五個荘和田町、阿 弥陀堂町、猪子町、伊庭

町、今町、小川町、乙女 浜町、垣見町、川南町、 北須田町、きぬがさ町、 栗見新田町、栗見出在家 町、佐生町、佐野町、新 宫町、神郷町、躰光寺町、 大中町、種町、長勝寺町、 能登川町、林町、福堂町、 南須田町、山路町 東近江行政組合 東近江市小八木町16番地 東近江市のうち、 愛 知 消 防 署 愛東外町、青山町、池之 尻町、市ヶ原町、妹町、 上中野町、梅林町、大萩 町、大林町、小倉町、上 岸本町、上山町、北坂町、 下中野町、曽根町、園町、 大覚寺町、中戸町、鯰江 町、百済寺甲町、百済寺 町、百済寺本町、平尾町、 池庄町、今在家町、大沢 町、大清水町、長町、祇 園町、北清水町、北花沢 町、北菩提寺町、小池町、 小田苅町、小八木町、下 一色町、下岸本町、下里 町、清水中町、勝堂町、 僧坊町、中一色町、中岸 本町、中里町、西菩提寺 町、平松町、平柳町、南 清水町、南花沢町、南菩提寺町、湯屋町、横溝町、 読合堂町 愛荘町

(注) 葛巻町の葛は新字体で標記した。

(平16条例 6、平成17条例 9・平成22条例 5・平24条例 5・一部改正) (平27条例 5・一部改正)

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定については、規則で定める日から施行する。(昭和52年2月規則第1号で、同52年2月14日から施行)

付 則 (昭和55年4月1日条例第1号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

**付 則** (昭和60年3月5日条例第1号)

この条例は、昭和60年7月1日から施行する。

付 則 (平成3年3月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成5年3月12日条例第3号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

付 則 (平成8年3月1日条例第1号)

この条例は、平成8年3月11日から施行する。

**付 則** (平成10年3月12日条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

**付 則** (平成13年3月28日条例第11号)

この条例は、平成13年3月28日から施行する。

付 則 (平成13年7月13日条例第13号)

この条例は、平成13年7月14日から施行する。

**付 則**(平成16年12月28日条例第6号)

この条例は、平成17年2月11日から施行する。

- **付 則**(平成17年12月1日条例第9号)
- この条例は、平成18年1月1日から施行する。
  - 付 則 (平成18年10月10日条例第6号)
- この条例は、公布の日から施行する。
  - 付 則 (平成22年3月10日条例第5号)
- この条例は、平成22年3月21日から施行する。
  - **付 則** (平成24年9月27日条例第5号)
- この条例は、平成24年10月1日から施行する。
  - **付 則**(平成27年3月10日条例第5号)
- この条例は、平成27年4月17日から施行する。